

令和6(2024)年

労働組合基礎調査結果
(栃木県の概要)

令和6(2024)年6月30日現在

栃木県産業労働観光部労働政策課

目 次

I	調査の概要	1
II	調査結果の概要	
1	労働組合数及び労働組合員数の状況	2
	（表－1）労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移	
	（グラフ－1）労働組合数及び労働組合員数の推移	
2	産業別の状況	3
	（表－2）産業別労働組合数及び労働組合員数	
	（グラフ－2）産業別労働組合数	4
	（グラフ－3）産業別労働組合員数	4
3	企業規模別の状況	5
	（表－3）企業規模別労働組合数及び労働組合員数	
4	適用法規別の状況	5
	（表－4）適用法規別労働組合数及び労働組合員数	
	（グラフ－4）企業規模別労働組合数	6
	（グラフ－5）企業規模別労働組合員数	6
5	主要上部団体への加盟状況	7
	（表－5）主要上部団体別労働組合数及び労働組合員数の推移	
6	県内主要上部団体の状況	
	（1）県内主要上部団体別労働組合員数の状況	7
	（表－6）県内主要上部団体別労働組合員数の推移	
	（2）県内主要上部団体別適用法規別労働組合員数の状況	8
	（表－7）県内主要上部団体別適用法規別労働組合員数	
	（3）連合栃木・栃木県労連の主要上部団体別労働組合員数の状況	8
	（表－8）連合栃木・栃木県労連の主要上部団体別労働組合員数	
7	パートタイム労働者の状況	9
	（表－9）パートタイム労働者の労働組合員数の推移	
	（表－10）企業規模、産業（特掲）別パートタイム労働組合員数	
	（表－11）加盟主要団体、適用法規別パートタイム労働組合員数	

I 調査の概要

1 調査の目的

「労働組合基礎調査」は、厚生労働省が、労働組合組織の実態を明らかにすることを目的として、全国の全ての産業における労働組合を対象に、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査するものである。

2 調査事項

- ・労働組合の名称及び代表者氏名
- ・労働組合事務所の所在地
- ・企業の属性
- ・労働組合員数
- ・労働組合の種類
- ・適用法規
- ・存廃等区分及び新設又は解散等の理由
- ・組合本部及び直上組合の名称、所在地
- ・加盟上部組合の系統

ただし、組合の種類によっては、一部の事項について調査しない。

3 調査の対象期日及び実施期間

調査対象期日：令和6(2024)年6月30日現在

調査実施期間：令和6(2024)年7月1日～20日

4 調査の方法

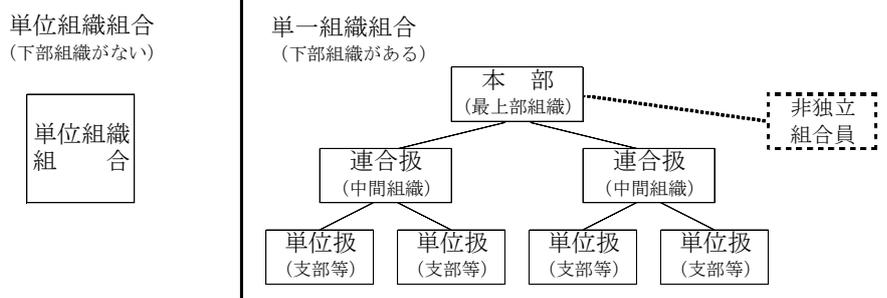
調査票を直接又は郵送により配布・回収

5 用語の説明

本書における「労働組合」とは、「単位組織組合」及び「単一組織組合」のうち「単位扱組合」をいう。

- 単位組織組合・・・組織の構成員が労働者の個人加入の形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織がない組合（単位組合）
- 単一組織組合・・・組織の構成員が労働者の個人加入の形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部等）がある組合（単一組合）
なお、単一組織組合の区分は次のとおり
ア 本部・・・最上部の組織
イ 連合扱組合（連合扱）・・・本部と単位扱組合の中間組織
ウ 単位扱組合（単位扱）・・・独自の活動を行い得る体制を備えている最下部組織

【図】



- 連合体及び・・・同一の企業、産業、地域等の範囲内の複数の単位組織組合、単一組織組合協議体組織等を構成員とする組織であり、構成員が当該組織に団体加盟の形式をとっているもの
ア 連合体組織・・・機関の決定が加盟組合を拘束し得る組織
イ 協議体組織・・・加盟組合の連絡、相互援助等を目的とする組織
- 非独立組合・・・下部組織として独立しておらず、独自の活動を行えない組合

6 その他

- ・本文中各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計は必ずしも100.0%にならない。
- ・本結果は、栃木県分について県が独自に集計し公表するものであり、厚生労働省が公表する数値と若干相違することがある。

Ⅱ 調査結果の概要

1 労働組合数及び労働組合員数の状況

令和6(2024)年6月30日現在の労働組合数は646組合(単位組合284組合、単一組合(単位扱)362組合)で、前年と比べて3組合減少(0.5%減)した。

また、労働組合員数は143,588人で、前年と比べて1,142人減少(0.8%減)し、推定組織率は16.9%となった。

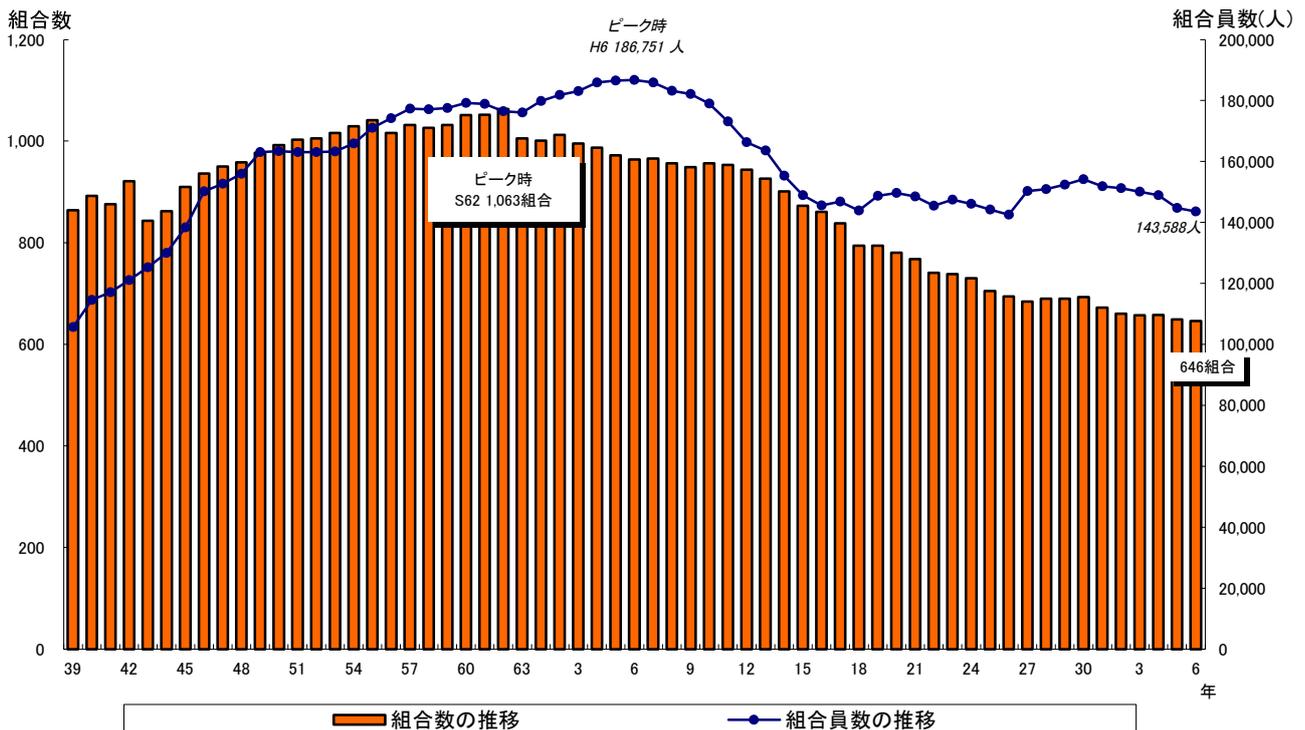
(表-1) 労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移

区 分	労働組合数	労働組合員数 人	対前年増減数		対前年増減率		推 定	
			組合数	組合員数 人	組合数	組合員数	雇用者数 千人	組織率
令和2年	660	151,175	-12	-624	-1.8%	-0.4%	880	17.2%
令和3年	657	150,087	-3	-1,088	-0.5%	-0.7%	835	18.0%
令和4年	658	148,923	1	-1,164	0.2%	-0.8%	842	17.7%
令和5年	649	144,730	-9	-4,193	-1.4%	-2.8%	852	17.0%
令和6年	646	143,588	-3	-1,142	-0.5%	-0.8%	852	16.9%

(注) 1) 推定組織率は、労働組合員数を推定雇用者数で除して算出したものである。

2) 推定雇用者数は、令和2年までは、平成26年経済センサス基礎調査の雇用者数(栃木県)に、労働力調査(各年6月分)の雇用者数(全国)の伸び率を乗じて得た推定値である。令和3年からは、令和3年経済センサス活動調査の雇用者数(栃木県)に、労働力調査(各年6月分)の雇用者数(全国)の伸び率を乗じて得た推計値である。(令和3年及び令和4年の数値は、再計算した。)

(グラフ-1) 労働組合数及び労働組合員数の推移



2 産業別の状況

産業別に労働組合数をみると、「製造業」が最も多く 240組合（全体の 37.2%）、次いで「運輸業, 郵便業」及び「卸売業, 小売業」の 73組合（同 11.3%）の順となっている。

また、労働組合員数では、「製造業」が55,270人（同 38.5%）、次いで「卸売業, 小売業」の17,405人（同 12.1%）、「学術研究, 専門・技術サービス業」の 13,440人（同 9.4%）の順となっている。

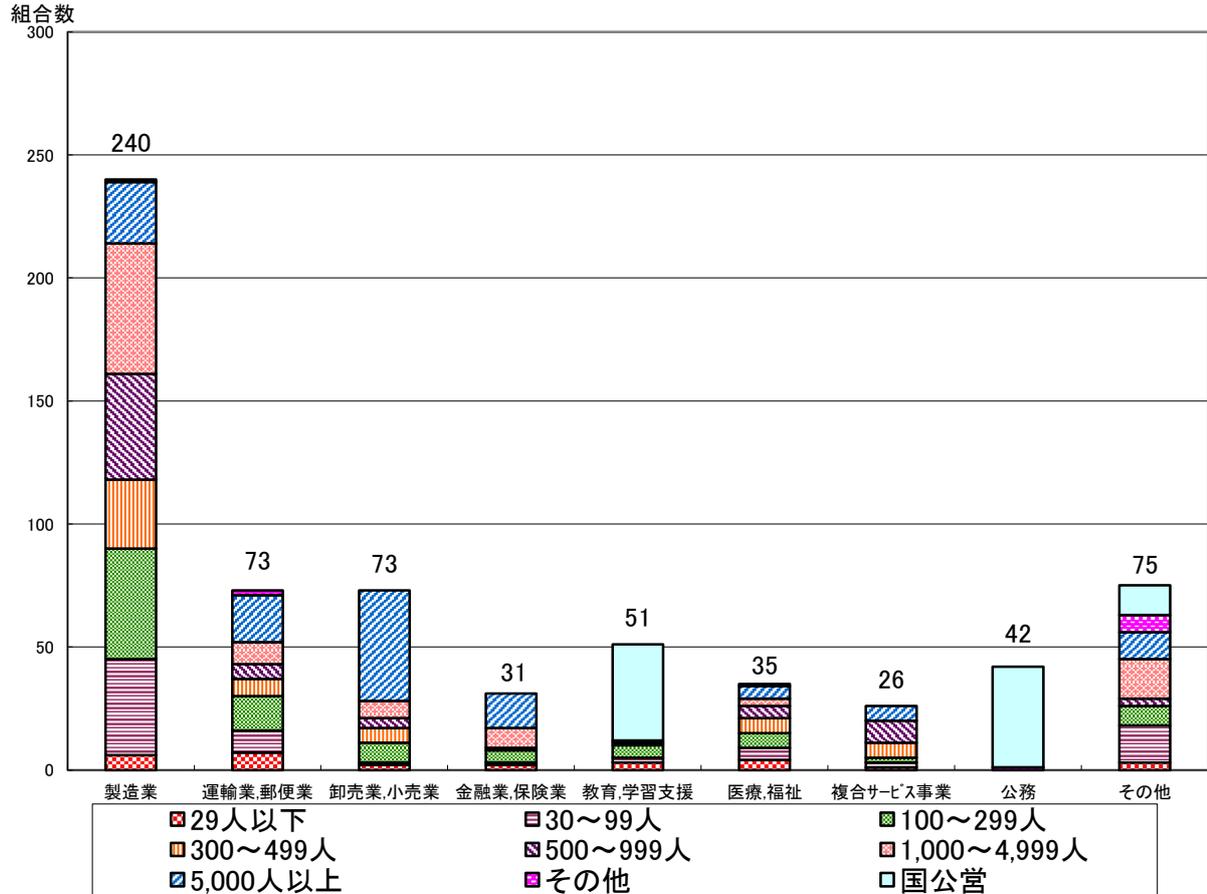
前年と比べると、労働組合数では、「金融業, 保険業」で2組合増となった一方で、「製造業」で3組合、「複合サービス業」で2組合減等となった。

また、労働組合員数では、「金融業, 保険業」（370人増）及び「卸売業, 小売業」（218人増）等で増加した一方で、「製造業」（820人減）、「教育, 学習支援業」（271人減）等で減少した。

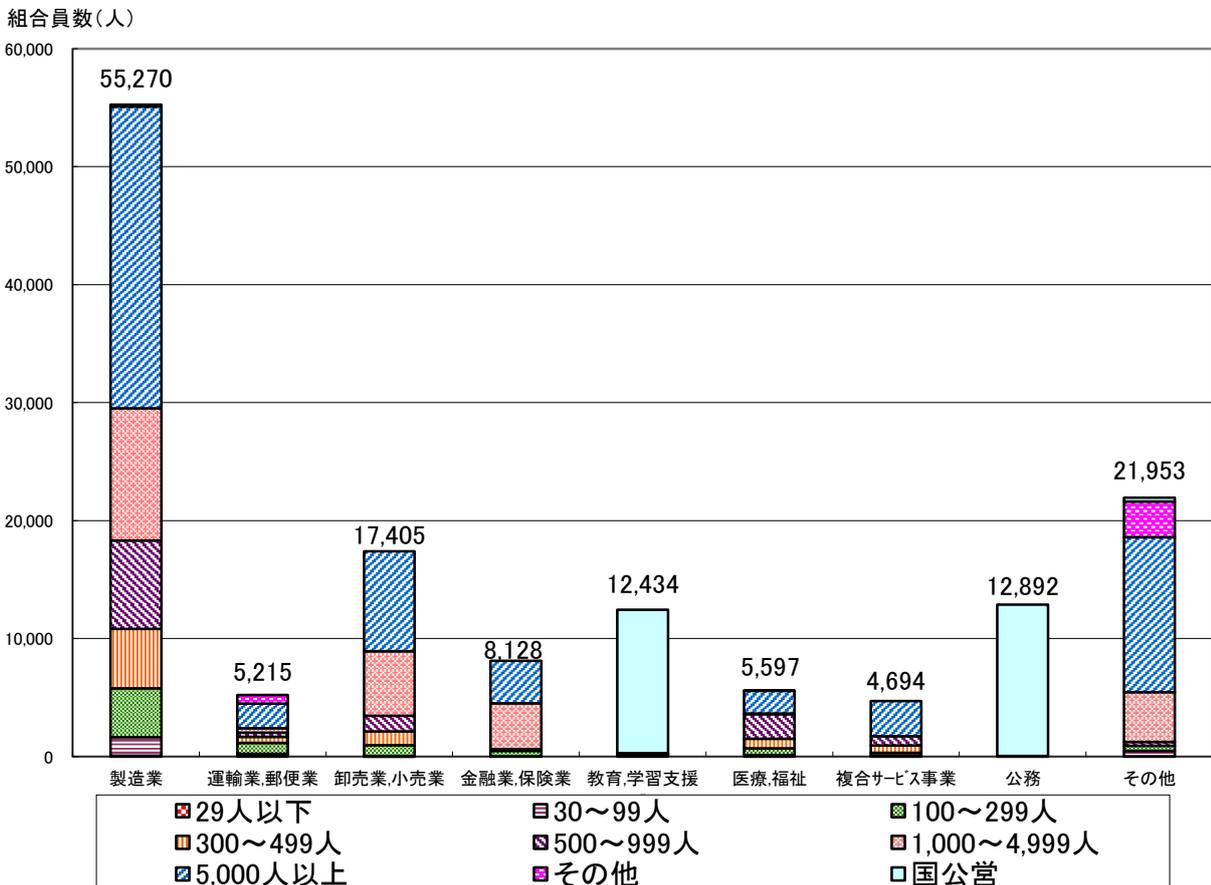
（表－2）産業別労働組合数及び労働組合員数（令和6年）

区 分	組合数		組合員数		対前年増減数	
		構成比		構成比	組合数	組合員数
合 計	646	100.0%	143,588	100.0%	-3	-1,142
農 業, 林 業	4	0.6%	130	0.1%	0	10
漁 業	0	0.0%	0	0.0%	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	0.2%	19	0.0%	0	1
建 設 業	9	1.4%	3,378	2.4%	0	-107
製 造 業	240	37.2%	55,270	38.5%	-3	-820
電気・ガス・熱供給・水道業	15	2.3%	1,237	0.9%	0	-13
情報通信業	2	0.3%	425	0.3%	0	-33
運輸業, 郵便業	73	11.3%	5,215	3.6%	0	19
卸売業, 小売業	73	11.3%	17,405	12.1%	1	218
金融業, 保険業	31	4.8%	8,128	5.7%	2	370
不動産業, 物品賃貸業	1	0.2%	47	0.0%	0	0
学術研究, 専門・技術サービス業	15	2.3%	13,440	9.4%	0	102
宿泊業, 飲食サービス業	4	0.6%	2,078	1.4%	0	-10
生活関連サービス業, 娯楽業	4	0.6%	266	0.2%	0	10
教育, 学習支援業	51	7.9%	12,434	8.7%	0	-271
医療, 福祉	35	5.4%	5,597	3.9%	0	-160
複合サービス事業	26	4.0%	4,694	3.3%	-2	-266
サービス業	16	2.5%	770	0.5%	0	0
公 務	42	6.5%	12,892	9.0%	-1	-189
分類不能の産業	4	0.6%	163	0.1%	0	-3

(グラフー2) 産業別労働組合数(令和6年)



(グラフー3) 産業別労働組合員数(令和6年)



3 企業規模別の状況

企業規模別に労働組合数をみると、5,000人以上規模が126組合（全体の19.5%）で最も多く、次いで、1,000～4,999人規模が96組合（同14.9%）、100～299人規模が93組合（同11.5%）の順となっている。

また、労働組合員数では、5,000人以上規模が57,748人（同40.2%）で最も多く、次いで国公営が25,300人（同17.6%）、1,000～4,999人規模が25,237人（同17.6%）の順となっている。

（表－3）企業規模別労働組合数及び労働組合員数（令和6年）

区 分	組合数		組合員数		対前年増減数	
		構成比		構成比	組合数	組合員数
合 計	646	100.0%	人 143,588	100.0%	-3	人 -1,142
29人以下	28	4.3%	276	0.2%	-2	-16
30～99人	74	11.5%	2,496	1.7%	2	26
100～299人	93	14.4%	7,789	5.4%	-1	-62
300～499人	54	8.4%	8,276	5.8%	-1	-227
500～999人	71	11.0%	12,447	8.7%	-1	-201
1,000～4,999人	96	14.9%	25,237	17.6%	-1	437
5,000人以上	126	19.5%	57,748	40.2%	2	-655
そ の 他	12	1.9%	4,019	2.8%	0	12
国 公 営	92	14.2%	25,300	17.6%	-1	-456

（注）国公営とは、公務員（国営企業又は地方公営企業等の職員を含む。）で組織されている組合である。

4 適用法規別の状況

適用法規別に労働組合数をみると、労働組合法適用が最も多く554組合（全体の85.8%）、次いで、地方公務員法適用が73組合（同11.3%）の順である。労働組合員数も労働組合法適用が118,288人（同82.4%）で最も多く、地方公務員法適用が24,712人（同17.2%）の順となっている。

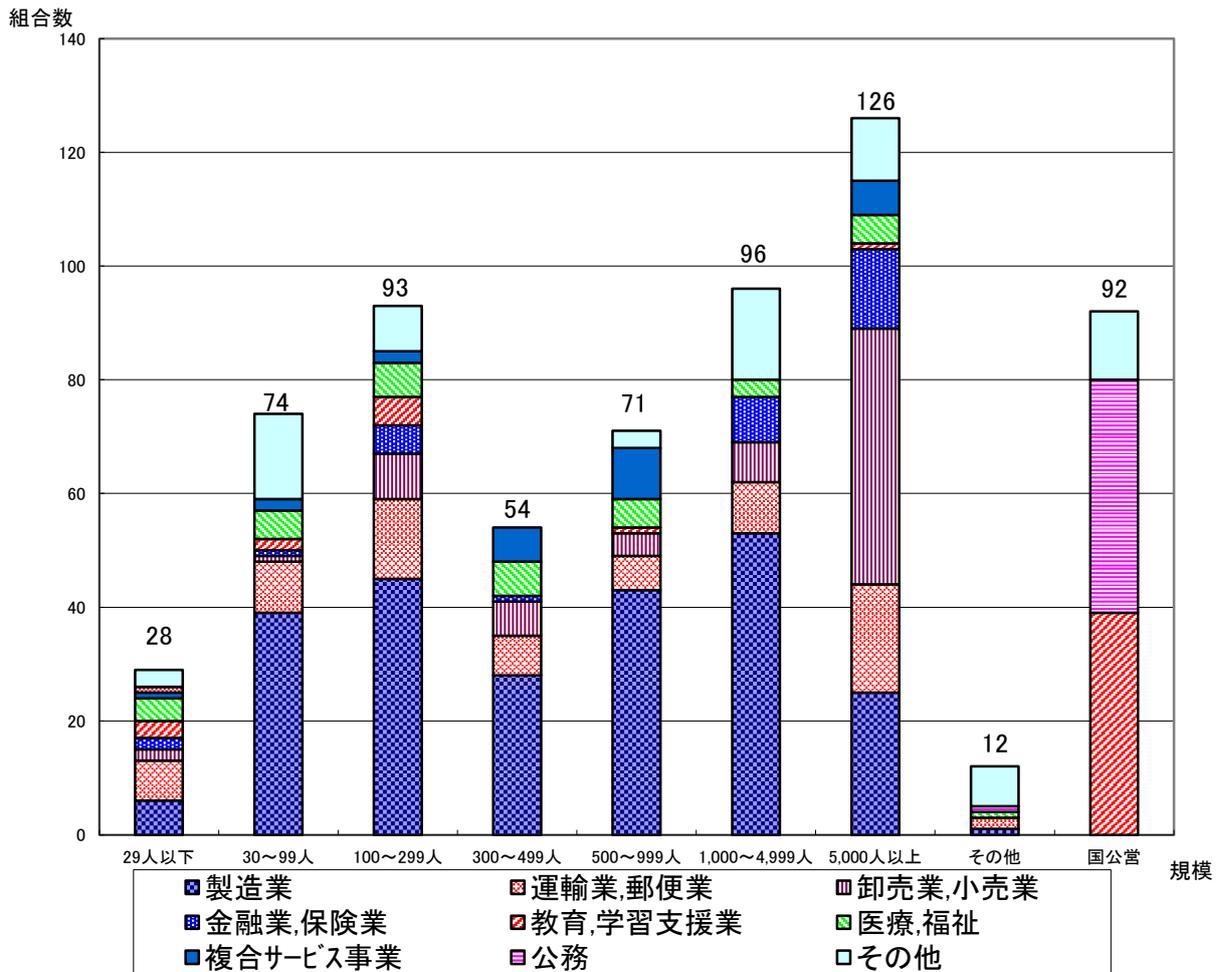
（表－4）適用法規別労働組合数及び労働組合員数（令和6年）

区 分	組合数		組合員数		対前年増減数	
		構成比		構成比	組合数	組合員数
合 計	646	100.0%	人 143,588	100.0%	-3	人 -1,142
労働組合法	554	85.8%	118,288	82.4%	-2	-686
行 労 法	0	0.0%	0	0.0%	0	0
地 公 労 法	8	1.2%	272	0.2%	0	-1
国家公務員法	11	1.7%	316	0.2%	-1	-47
地方公務員法	73	11.3%	24,712	17.2%	0	-408

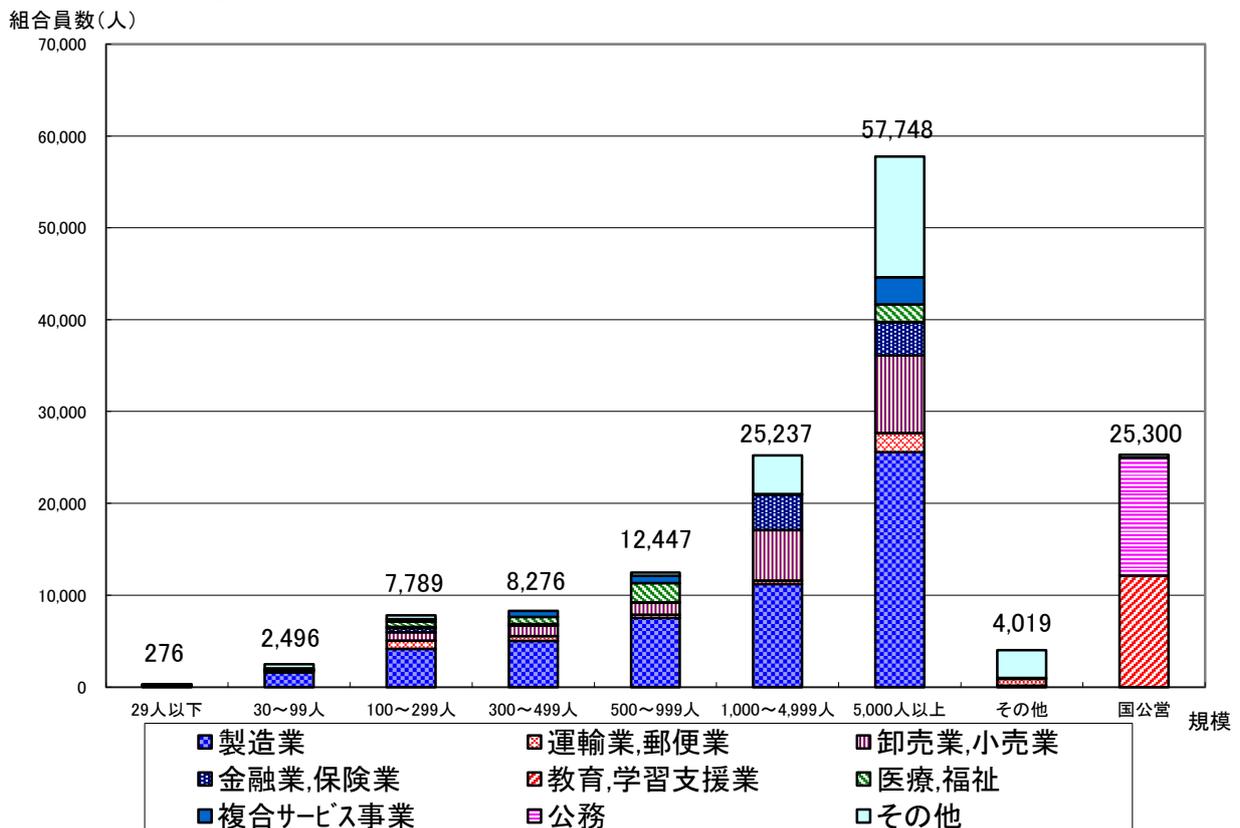
（注）行労法とは、「行政執行法人の労働関係に関する法律」の略である。

地公労法とは、「地方公営企業等の労働関係に関する法律」の略である。

(グラフ-4) 企業規模別労働組合数(令和6年)



(グラフ-5) 企業規模別労働組合員数(令和6年)



5 主要上部団体への加盟状況

主要上部団体への加盟状況としては、連合が最も多く県内労働組合の360組合（55.7%）、労働組合員の94,010人（65.5%）が加盟している。

（表－5）主要上部団体別労働組合数及び労働組合員数の推移

区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
合 計	組合数	660	657	658	649	646
	組合員数（人）	151,175	150,087	148,923	144,730	143,588
	構成比（組合員）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
連 合	組合数	362	360	366	357	360
	組合員数（人）	98,002	97,633	97,403	94,130	94,010
	構成比（組合員）	64.8%	65.1%	65.4%	65.0%	65.5%
全 労 連	組合数	43	43	43	44	43
	組合員数（人）	3,219	3,197	3,098	2,980	2,875
	構成比（組合員）	2.2%	2.1%	2.1%	2.1%	2.0%
全 労 協	組合数	11	11	11	11	11
	組合員数（人）	180	180	130	130	130
	構成比（組合員）	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
そ の 他	組合数	244	243	238	237	232
	組合員数（人）	49,774	49,077	48,292	47,490	46,573
	構成比（組合員）	32.9%	32.7%	32.4%	32.8%	32.4%

（注）1）「その他」には、上部団体未加盟分を含む。

2）上部団体への重複加盟組合があるので、合計欄の数値と内訳は一致しない場合がある。

6 県内主要上部団体の状況

（1）県内主要上部団体別労働組合員数の状況

連合栃木の労働組合員数は98,861人であり、前年と比べて992人減少（1.0%減）した。

また、栃木県労連の労働組合員数は2,588人であり、前年と比べて90人減少（3.4%減）した。

（表－6）県内主要上部団体別労働組合員数の推移

区 分		連 合 栃 木			栃 木 県 労 連		
		計	民 間	官 公	計	民 間	官 公
令和4年	組合員数（人）	103,524	90,647	12,877	2,842	2,524	318
	構成比	100.0%	87.6%	12.4%	100.0%	88.8%	11.2%
令和5年	組合員数（人）	99,853	87,213	12,640	2,678	2,380	298
	構成比	100.0%	87.3%	12.7%	100.0%	88.9%	11.1%
令和6年	組合員数（人）	98,861	86,375	12,486	2,588	2,324	264
	構成比	100.0%	87.4%	12.6%	100.0%	89.8%	10.2%

（注）1）非独立組合員を含む。

2）地方組織のみに加盟し、全国組織に加盟していない組合が存在

(2) 県内主要上部団体別適用法規別労働組合員数の状況

連合栃木に加盟する労働組合員のうち、87.4%が労働組合法、12.2%が地方公務員法の適用を受けている。

また、栃木県労連においては、労働組合員の89.8%が労働組合法、8.1%が国家公務員法の適用を受けている。

(表－7) 県内主要上部団体別適用法規別労働組合員数（令和6年）

区 分		計	労 組 法	行 労 法	地公労法	国 公 法	地 公 法
連合栃木	組合員数(人)	98,861	86,375	0	272	125	12,089
	構成比	100.0%	87.4%	0.0%	0.3%	0.1%	12.2%
栃木県労連	組合員数(人)	2,588	2,324	0	0	210	54
	構成比	100.0%	89.8%	0.0%	0.0%	8.1%	2.1%

(注) 非独立組合員を含む。

(3) 連合栃木・栃木県労連の主要上部団体別労働組合員数の状況

連合栃木の加盟労働組合員のうち、94.5%が連合に加盟しており、栃木県労連の加盟労働組合員は100.0%が全労連に加盟している。

(表－8) 連合栃木・栃木県労連の主要上部団体別労働組合員数（令和6年）

区 分		計	連 合	全 労 連	全 労 協	そ の 他
連合栃木	組合員数(人)	98,861	93,438	0	0	5,423
	構成比	100.0%	94.5%	0.0%	0.0%	5.5%
栃木県労連	組合員数(人)	2,588	0	2,588	0	0
	構成比	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

(注) 1) 非独立組合員を含む。

2) 上部団体への重複加盟組合があるので、合計欄の数値と内訳は一致しない場合がある。

7 パートタイム労働者の状況

単位組合及び単一(単位扱)組合の労働組合員数のうち、パートタイム労働者の労働組合員数は14,142人で、前年と比べて690人減少(4.7%減)した。

なお、全労働組合員数に占める割合は9.9%となっており、前年より減少している。

また、産業別に見ると、「卸売業,小売業」が最も多く9,558人、次いで「宿泊業,飲食サービス業」が1,600人、「金融業,保険業」が1,476人の順となっている。

(表-9) パートタイム労働者の労働組合員数の推移

区 分	パートタイム労働者の労働組合員数	対前年増減		全労働組合員数に占める割合
		対前年差	対前年比	
令和2年	12,974	-85	-0.7%	8.6%
令和3年	14,150	1,176	9.1%	9.4%
令和4年	16,806	2,656	18.8%	11.3%
令和5年	14,832	-1,974	-11.7%	10.2%
令和6年	14,142	-690	-4.7%	9.9%

(注) パートタイム労働者とは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。

(表-10) 企業規模、産業(特掲)別パートタイム労働組合員数(令和6年)

区 分	計	卸売業,小売業	宿泊業,飲食サービス業	金融業,保険業	製造業	複合サービス事業	その他の産業
合 計	14,142	9,558	1,600	1,476	577	517	414
29人以下	6						6
30~99人	35				27		8
100~299人	52			19			33
300~499人	201	127			24		50
500~999人	632	601			11		20
1,000~4,999人	4,846	3,364		1,274	151		57
5,000人以上	8,172	5,466	1,600	183	364	517	42
そ の 他	25						25
国 公 営	173						173

(注) 国公営とは、公務員(国営企業又は地方公営企業等の職員を含む。)で組織されている組合である。

(表-11) 加盟主要団体、適用法規別パートタイム労働組合員数(令和6年)

区 分	計	労組法	行労法	地公労法	国公法	地公法
連 合	11,995	11,843			1	151
全労連	542	531			11	
その他	1,605	1,595				10

(注) 「その他」には、上部団体未加盟分を含む。